

平成28年9月6日（火曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
10番	沖 津 一 博	委員	12番	工 藤 吉 雄	委員
13番	柏 倉 信 一	委員	14番	木 村 寿 太 郎	委員
15番	内 藤 明	委員	16番	杉 沼 孝 司	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	丹 野 敏 晴	副 市 長
草 苺 和 男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
菅 野 英 行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	田 宮 信 明	政策企画課長
伊 藤 耕 平	さがえ未来創 成課長	宮 川 徹	財 政 課 長
設 楽 和 由	税 務 課 長	荒 木 信 行	市民生活課長
森 谷 孝 義	建 設 管 理 課 長	安 達 晃 一	下 水 道 課 長
原 田 真 司	農林課長（併） 農 業 委 員 会 事 務 局 長	辻 洋 一	商工振興課長
松 田 仁	さくらんぼ観 光課長	阿 部 藤 彦	健康福祉課長
安 達 徹	高 齢 者 支 援 課 長	竹 田 浩	子 育 て 推 進 課 長
眞 木 立 子	会 計 課 長 補 佐	軽 部 賢 悦	水 道 事 業 所 長
土 屋 恒 一	病 院 事 務 長	山 田 健 二	学 校 教 育 課 長
高 林 雅 彦	生 涯 学 習 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
辻 登代子	監 査 委 員	渡 辺 優 子	監 査 委 員 長

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘	事 務 局 長	山 田 良 一	局 長 補 佐
渡 邊 拓 也	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会

平成28年9月6日(火)

予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 認第 1号 平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 議第51号 平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 質疑
- 〃 14 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

議 案 上 程

開 会 午前10時20分

- 阿部 清委員長 おはようございます。
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 阿部 清委員長 日程第1、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○阿部 清委員長 日程第12、議案説明であります。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてまで、当局より説明を求めます。眞木会計課長補佐。

○眞木立子会計課長補佐 平成27年度寒河江市一般会計及び特別会計決算について御説明申し上げます。

大要は、本会議におきまして市長から説明申し上げますので、私からは各会計の事項別明細書に基づいて申し上げます。

なお、金額の読み上げでは100円以下の数字は略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。72ページをお開き願います。

最初に歳入であります。第1款市税は収入済額が50億5,757万6,000円で、前年度比98.4%であります。

主なものは市民税が20億7,316万5,000円で、前年度比100.5%、固定資産税が22億2,904万6,000円で、前年度比96.8%であります。

74ページ、第2款地方譲与税は1億3,486万3,000円。

76ページ、第3款利子割交付金は859万5,000円。

第4款配当割交付金は1,553万6,000円。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,267万3,000円であります。

78ページ、第6款地方消費税交付金は7億7,986万1,000円。

第7款自動車取得税交付金は2,387万8,000円。

第8款地方特例交付金は2,308万8,000円あります。

80ページ、第9款地方交付税は43億754万2,000円で、前年度比100.5%であります。

第10款交通安全対策特別交付金は825万1,000円。

第11款分担金及び負担金は2億7,346万9,000円。

84ページ、第12款使用料及び手数料は9,003万6,000円。

90ページ、第13款国庫支出金は19億6,556万4,000円で、前年度比123.8%であります。

98ページ、第14款県支出金は9億7,652万6,000円。

110ページ、第15款財産収入は7,916万4,000円。

112ページ、第16款寄附金は13億7,487万円で、前年度比5,035.4%であります。

114ページ、第17款繰入金は3億5,134万1,000円。

116ページ、第18款繰越金は3億1,367万7,000円。

第19款諸収入は6億7,856万4,000円。

122ページ、第20款市債は11億7,730万円で、前年度比84.7%であります。

126ページ、以上、歳入合計は176億5,237万9,000円で、前年度比108.6%であります。

次に、歳出であります。支出済額を申し上げます。128ページをお開き願います。

第1款議会費は1億9,147万9,000円。

130ページ、第2款総務費は30億8,664万2,000円あります。

160ページ、第3款民生費は50億9,002万円で、その内訳は、第1項社会福祉費が24億7,080万4,000円。

172ページ、第2項児童福祉費が24億566万7,000円。

180ページ、第3項生活保護費が2億1,106万5,000円などあります。

182ページ、第4款衛生費は14億5,040万

7,000円で、その内訳は、第1項保健衛生費が3億5,921万7,000円。

190ページ、第2項清掃費が4億3,092万5,000円。

192ページ、第3項病院費が6億6,026万5,000円であります。

第5款労働費は4,158万8,000円。

194ページ、第6款農林水産業費は3億3,936万9,000円。

208ページ、第7款商工費は10億1,366万8,000円であります。

220ページ、第8款土木費は16億2,178万6,000円で、その内訳は、222ページ、第2項道路橋梁費が4億7,361万1,000円。

228ページ、第4項都市計画費が9億7,282万8,000円などあります。

236ページ、第9款消防費は4億7,265万7,000円であります。

240ページ、第10款教育費は14億4,399万5,000円で、その内訳は、248ページ、第2項小学校費が4億5,661万1,000円。

252ページ、第3項中学校費が3億8,401万5,000円。

256ページ、第4項社会教育費が2億9,786万5,000円。

270ページ、第5項保健体育費が1億3,995万3,000円などあります。

274ページ、第11款災害復旧費は71万5,000円。

第12款公債費は20億8,914万2,000円でありませぬ。

276ページ、第13款予備費充用は延べ19件であります。

以上、歳出合計は168億4,147万4,000円で、前年度比107.7%であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は8億1,090万4,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源、1億7,421万2,000円を差し引いた実質収支額は6億3,669万2,000円で、前年度比

108.1%であります。

また、地方自治法及び基金条例の規定による基金への繰り入れは、財政調整基金に3億2,000万円、減債基金に500万円を行ったところであります。残る3億1,169万2,000円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。280ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は1,658万3,000円。

第2款使用料及び手数料は5億4,385万8,000円。

282ページ、第3款国庫支出金は1億3,593万3,000円。

第4款繰入金は4億7,481万5,000円。

284ページ、第7款市債は1億9,100万円などあります。

286ページ、以上、歳入合計は13億6,277万2,000円あります。

次に、288ページ、歳出であります。第1款公共下水道事業費が5億8,073万2,000円。

292ページ、第2款公債費が7億8,203万9,000円で、294ページ、歳出合計は13億6,277万2,000円あります。その結果、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

298ページをお開き願います。歳入であります。第1款分担金及び負担金は709万円。

第3款国庫支出金は1,431万1,000円。

300ページ、第5款繰入金は3,453万2,000円。

302ページ、第7款市債は1億2,550万円などあります。以上、歳入合計は1億8,901万3,000円あります。

304ページ、歳出であります。第1款浄化

槽整備事業費が1億8,386万2,000円。

306ページ、第2款公債費が515万円で、308ページ、歳出合計は1億8,901万3,000円であり、その結果、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。312ページをお開き願います。

歳入であります、第1款使用料及び手数料が63万9,000円。

第2款繰入金が436万3,000円であり、歳入合計は500万3,000円であります。

次に、314ページ、歳出であります、第1款総務費が500万3,000円であり、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。318ページをお開き願います。

最初に歳入であります、第1款国民健康保険税は10億867万5,000円。

320ページ、第3款国庫支出金は10億7,154万5,000円。

324ページ、第4款療養給付費等交付金は2億4,778万2,000円。

第5款前期高齢者交付金は8億7,438万3,000円。

326ページ、第6款県支出金は2億1,189万5,000円。

第7款共同事業交付金は11億5,582万円。

328ページ、第9款繰入金は4億1,659万6,000円。

330ページ、第10款繰越金は1億6,845万円などであります。

334ページ、以上、歳入合計は51億6,327万9,000円であります。

次に、歳出であります、338ページ、第2款保険給付費は29億5,130万9,000円。

344ページ、第3款後期高齢者支援金等は5

億423万7,000円。

346ページ、第6款介護納付金は2億444万7,000円。

348ページ、第7款共同事業拠出金は10億2,368万9,000円。

352ページ、第9款基金積立金は8,249万6,000円などあります。

354ページ、以上、歳出合計は49億3,370万8,000円あります。この結果、歳入歳出差し引き残額は2億2,957万1,000円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

358ページをお開き願います。

歳入であります、第1款保険料が2億9,264万3,000円。

360ページ、第5款繰入金が1億3,409万6,000円などであり、364ページ、歳入合計は4億4,231万9,000円あります。

366ページ、歳出であります、第2款後期高齢者医療広域連合納付金が4億2,518万円などであり、370ページ、歳出合計は4億3,594万4,000円あります。この結果、歳入歳出差し引き残額は637万5,000円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。374ページをお開き願います。

歳入であります、第1款保険料は8億2,882万7,000円。

第3款国庫支出金は9億9,521万1,000円。

376ページ、第4款支払基金交付金は10億4,919万3,000円。

378ページ、第5款県支出金は5億4,975万8,000円。

380ページ、第7款繰入金は5億6,711万円などあります。

386ページ、以上、歳入合計は40億4,009万8,000円であります。

次に歳出であります。392ページ、第2款保険給付費が36億6,103万7,000円。

394ページ、第4款地域支援事業費が1億1,067万2,000円などであり、400ページ、歳出合計は39億4,869万9,000円であります。この結果、歳入歳出差し引き残額は9,140万円となり、これは翌年度に繰り越しをしております。

次に、認8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。404ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金が1,421万8,000円。

第2款繰入金が866万9,000円。

第3款繰越金が351万3,000円などであり、406ページ、歳入合計は2,640万5,000円であります。

次に、408ページ、歳出であります。第1款介護認定審査会費が2,425万7,000円であります。

歳入歳出差し引き残額214万8,000円は、翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。412ページをお開き願います。

歳入であります。第1款高松財産区が30万円。

414ページ、第2款醍醐財産区が23万3,000円。

418ページ、第3款三泉財産区が22万7,000円で、420ページ、歳入合計は76万1,000円あります。

422ページ、歳出であります。第1款高松財産区が11万2,000円。

第2款醍醐財産区が17万7,000円。

424ページ、第3款三泉財産区が18万7,000円

で、426ページ、歳出合計は47万7,000円であり、歳入歳出差し引き残額28万5,000円は、翌年度に繰り越しをしております。

以上、一般会計及び8特別会計の決算の概要について補足説明申しあげました。詳細については、主要な施策の成果に関する説明書をごらんくださいますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○阿部 清委員長 次に、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について当局より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

最初に1ページ、収益的収入及び支出であります。収入は第1款病院事業収益17億2,840万9,209円で、その内訳は第1項医業収益が12億4,412万8,270円、第2項医業外収益が4億8,428万939円あります。

支出は第1款病院事業費用が17億6,828万4,565円で、その内訳は第1項医業費用が17億5,775万9,203円、第2項医業外費用が1,052万5,362円あります。

次に、3ページ、資本的収入及び支出であります。収入は第1款資本的収入が1億1,018万3,000円で、その内訳は第1項企業債が2,630万円、第2項他会計負担金が8,388万3,000円あります。

支出は第1款資本的支出が1億5,975万6,835円で、その内訳は第1項建設改良費が5,020万5,226円、第2項企業債償還金が1億955万1,609円あります。

支出額に対する収入不足額4,957万3,832円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、5ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計12億4,278万766円あります。

2の医業費用は、給与費、材料費など合計17

億3,767万2,856円であります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金などで合計4億8,367万936円であります。

4の医業外費用は、企業債利息など4,172万6,877円であります。

この結果、5,294万8,031円が経常損失となり、特別利益、特別損失もないので、当年度純損失も同額となり、当年度未処理欠損金も同額となりました。

次に、7ページの剰余金計算書であります。資本金合計は累積欠損金を平成28年3月議会で全額補填する議決による処分をしたため、当年度末残高は6億7,510万3,138円となりました。資本剰余金合計の当年度末残高は3,806万500円で、利益剰余金合計は当年度純損失の5,294万8,031円がそのまま当年度末残高となりました。その結果、資本合計の当年度末残高は6億6,021万5,607円となりました。

次の欠損金処理計算書であります。当年度末処理欠損金5,294万8,031円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、9ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。固有固定資産の合計が12億644万1,985円で、これに無形固定資産5万1,500円及び投資1,094万4,766円を加えた合計は12億1,743万8,251円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金及び貯蔵品で合計2億2,951万6,957円あります。

この結果、資産合計は14億4,695万5,208円あります。

次に、10ページ、負債の部であります。1の固定負債は企業債及びリース債務で合計3億7,224万8,053円であり、2の流動負債は一時借入金、未払金など合計3億3,787万8,104円あります。

3の繰延収益は、長期前受金2億115万5,500

円から長期前受金収益化累計額1億2,454万2,056円を差し引いた合計が7,661万3,444円となり、この結果、負債合計は7億8,673万9,601円あります。

次に資本の部であります。1の資本金は6億7,510万3,138円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万500円、欠損金が5,294万8,031円で、剰余金合計はマイナス1,488万7,531円あります。

その結果、資本合計は6億6,021万5,607円、負債資本合計は14億4,695万5,208円であり、9ページの資産合計と同額となるものであります。

なお、12ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、市立病院事業会計の決算について御説明申しあげました。よろしく御説明申しあげます。

○阿部 清委員長 次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について当局より説明を求めます。軽部水道事業所長。

○軽部賢悦水道事業所長 議第51号平成27年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申しあげます。

お手元の決算書1ページ、2ページをごらんください。決算報告書で消費税を含んだ金額になっております。

初めに、収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益決算額は、前年度比1.6%減の11億1,485万1,060円で、支出の第1款水道事業費用決算額は、前年度比3.9%減の9億5,000万8,034円となっております。

次に、3ページ、4ページの資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入決算額は、前年度比53.4%増の4,415万6,980円で、支出の第1款資本的支出、決算額は前年度比23.7%増の7億929万865円となっております。収入額が支出額に対して不足する額につきまし

ては、欄外下段の損益勘定留保資金などで補填しております。

収入支出とも増加しているのは耐震化等の補助事業の増加によるものでございます。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書について御説明申しあげます。

これ以降は、消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は9億7,467万4,007円で、給水収益が主なものでございます。

2の営業費用は8億7,549万4,853円で、水道施設の維持管理費や人件費など営業活動に要した経費でございます。

3の営業外収益は6,182万8,026円で、下水道使用料徴収等事務受託金、長期前受金戻入が主なものでございます。

4の営業外費用は3,919万4,345円で、企業債の支払利息等でございます。

5の特別利益はありませんでした。

6の特別損失は184万1,978円で、不納欠損金などがございます。

この結果、当年度純利益は1億1,997万857円を計上できたところでございます。

さらに、前年度繰越利益剰余金5,367万7,286円とその他未処分利益剰余金変動額2億6,600万円を加えた当年度未処分利益剰余金は4億3,964万8,143円となっております。

なお、その他未処分利益剰余金変動額は、積立金を取り崩したものでございます。

続きまして、7ページ、8ページの剰余金計算書でございます。

まず、資本剰余金の寄附金、受贈財産評価額及びその他資本剰余金については増減がなく、資本剰余金合計当年度末残高は1,399万円となっております。

続きまして、利益剰余金でございます。減債積立金は、処分後残高1億2,080万6,517円から2,000万円を使用したことにより、当年度末残

高は1億80万6,517円となっております。建設改良積立金は、処分後残高10億24万6,140円から2億4,600万円を使用したことによりまして、当年度末残高は7億5,424万6,140円となっております。

未処分利益剰余金については、処分後残高5,367万7,286円に先ほどの減債積立金及び建設改良積立金の使用額を加え、さらに当年度純利益を加えることにより、当年度末残高は4億3,964万8,143円となっております。

この結果、利益剰余金合計、年度末残高は12億9,470万800円でございます。

続きまして、10ページ、11ページの貸借対照表について御説明申しあげます。

初めに資産の部でございます。1固定資産は、各有形固定資産の年度末現在高から減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高及び無形固定資産で、固定資産合計が86億1,295万4,760円となっております。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で流動資産合計は12億3,937万4,526円となり、資産合計は98億5,232万9,286円となっております。

続きまして、11ページの負債の部でございます。

3の固定負債は、建設改良費等企业債のうち、平成29年度以降に返済予定分の未償還残高で13億9,311万801円となっております。

4の流動負債は、建設改良費等企业債のうち、平成28年度に返済予定分の未償還残高、未払金、預り金、引当金及びその他流動負債の合計で4億1,813万310円となっております。この繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額を減額したもので、合計で12億9,341万2,597円となり、負債合計は31億465万3,708円となっております。

続きまして、資本の部でございます。6の資本金合計は54億3,898万4,778円となっております。

す。

7の剰余金は資本剰余金及び利益剰余金で、剰余金合計は13億869万800円となり、資本合計では67億4,767万5,578円となっております。

この結果、10ページの資産合計と11ページの負債資本合計は、同額の98億5,232万9,286円となっております。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、9ページの剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高4億3,964万8,143円から減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に9,900万円を積み立て、建設改良及び企業債償還に使用した2億6,600万円を資本金に組み入れようとするため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,464万8,143円は翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。

なお、14ページ以降に決算附属資料を添付しております。以上、よろしく願い申し上げます。

質 疑

○阿部 清委員長 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力願います。

初めに、認第1号平成27年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありますか。沖津委員。

○沖津一博委員 153ページ、住民基本台帳とい

うことでマイナンバーカード、現在、寒河江市においてマイナンバーを取得している方は何名で、大体何%なのか教えていただきたいと思えます。

○阿部 清委員長 荒木市民生活課長。

○荒木信行市民生活課長 お答え申し上げます。

現在ということで8月末現在なんですけれども、カードの枚数は2,462枚というふうになっております。

○阿部 清委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 対象者はどのくらいいるのかわかりませんが、この2,462枚というのは、多いと感じているのか、少ないと感じているのかお伺いしたいと思います。

○阿部 清委員長 荒木市民生活課長。

○荒木信行市民生活課長 お答え申し上げます。

通知カード交付枚数が1万3,636枚ということでもあります。個人番号カードが2,462枚ということですので、まだもう少し余裕と申しますか、交付できればいいかなというふうに考えております。

○阿部 清委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 今後、マイナンバーカードを多くの人にとってもらうためにやることのあるのではないかと感じますけれども、どのような方法とするのか教えていただきたいと思えます。

○阿部 清委員長 沖津委員に申し上げます。後ほど開会されます分科会で詳細審議されますので、この場合は概括的な質疑にとどめておくようお願いいたします。

そのほかありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 監査委員にお尋ねをしたいというふうに思っているんですが、件数にかかわるものですから収入の部あるいは支出の部、両方にかかわりますけれども、ぜひお尋ねしたいというふうに思っています。

○阿部 清委員長 内藤委員、ページ数をお示しください。（「ページなんてない。全体だ全体」

の声あり)

○内藤 明委員 強いて上げれば、監査意見書のむすびのほうの関係になるわけですが、市税並びにその他の一般会計の部分、あるいは特別会計の部分なんかもずっと見ていますと、未収金というのが結構ありまして、その中で収納率の向上に向けて工夫と努力が必要なんじゃないかと、こういうふうなことを御提供されております。それで、多分この程度に意見としてとどめておいているのは、具体的なものも御提起をなさっているんじゃないのかなと、こういうふうに思うんですが、行政の立場をおもんばかってこういうふうな書き方をしているんじゃないかなと私は臆測をしていますけれども、恐らく研修会等で全国の先進地の事例なんかあるというふうに思いますけれども、そうしたことなんかも含めて行政に対してそうした提言といいますか、申しあげられているのかどうか、1点お尋ねをしたいというふうに思います。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 お答え申し上げます。

ただいま内藤委員から未収金の関係についてお尋ねがあったわけですが、このむすびの部分でも相当部分を割いて言及させていただいております。この場でもいろいろ議論もございましたけれども、税、それからいろんな負担願うものがあるわけですが、それは公平・公正という観点から未収になるというのはいろいろ問題があるということがまず1つございます。

ただ、27年度決算を見ますと、むすびにも言及させていただいておりますけれども、数字的には大分具体的に努力の形といいますか、上がってきております。そこは評価しつつも、なかなかゼロというのは難しいと思いますけれども、決定打というのはないとも思っていますけれども、いろんな方策を通じてまずふやさないと、

減らすと、こういった努力を引き続き今、やっていることに加えて何かできることないかということも含めてお願いしたいということで、こういう記述にさせていただきました。以上でございます。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 先進地の事例なんかも含めてぜひ御提言をいただきたいと、こういうふうに思っておったんですが、先ほど行政側の立場をおもんばかってと申しあげましたけれども、監査委員という立場で、多分相当の研修を積まれてそれぞれこれまでもやってきておられるんだろうというふうに思います。

せっかくの機会でありますから、ひな壇にお座りであります議選の監査委員にお尋ねをしたいというふうに思いますが、各地を、私らもそうですが、先進地に行かれて行政の姿を見てきているというふうに思うんですが、そうした中でこうした未収金の回収について、何か先進地の事例なんかを披露されて提言をされたことなんかはあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。せっかくの機会でございますので。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 監査に関することですので私からお答えをさせていただきますけれども、それで足りないところがありましたらまたお尋ねをしていただきたいと思います。

まず、私から答弁させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

先ほども申しあげましたけれども、なかなか未収金対策というのは、各団体とも非常に悩んでおりまして課題として抱えております。

その中で寒河江市の状況が特に大変な状況というわけでもないと思いますけれども、ただ、あることは厳然としてありますので、それを先ほども申しあげましたけれどもふやさないと、それから減らすという方策で頑張っていたかというのを申しあげたんですが、具体的な

方策ということでありませけれども、私ども全部伺っているわけではないんですけれども、いろいろお聞きしますと、例えば少額訴訟制度というのが始まって何年かありますけれども、その辺の制度を活用してやっているというふうな団体もあるようですし、それから、税については差し押さえ、この辺も相手の状況もよく把握しなくちゃならないと思いますけれども、そんなことをやっているようでございます。以上です。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。
内藤委員。

○内藤 明委員 代表監査委員とまた違いまして、議選の監査委員というのは非常に今までも各地視察をされておるといふふうに思いますので、そうした中でこうしたものといふふうであれば、多分あるんだろうといふふうには思うんですね。ですから、そうしたものについて具体的な事例なんかを挙げてぜひ行政側に対して提言をしていただきたいという考えがありまして、思いもありましてそういうふうに申しあげたんですが、大変恐縮でありますけれども、ぜひ補足をして御答弁をいただきたいと思います。

○阿部 清委員長 辻監査委員。

○辻 登代子監査委員 ただいま議選の監査委員に質問ございましたように、いろいろと私も未払い金やら何やらにつきまして行政のほうに監査委員といたしまして、どういうふうな方法でやっているかということいろいろ当局のほうにもお伺いしたり、今、実際ここに書いてありますように、コンビニストア収納とか、それからコールセンターからの電話催促などもやっておりますので、それを強化していただくようお願いしているところでございます。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 例えば11ページに市税の納入状況ということでありませけれども、これを見ただけではちょっとわかりませけれども、寒河

江市は中くらいの位置になりますか、ちょっとあれですが、大体私ども議員というのは、ほかと比較すると、中の上ぐらいが一番いいなという思いがあるんですが、それは市税とか徴収率に関してはトップクラスが一番いい、トップが一番いいわけでありませけれども、そういう中で、私も認めているんですよ、収納状況がよくなっているということは認めているんですが、できるだけゼロというか、100に近づいていただきたいということの思いがありまして、いろんなことを私も調べてみましたら、例えば収納率をアップするためのアクションプランなんてつくっているところもあるんですね。

いろんな状況ありますけれども、そういうふうなものも御提供していただきたいなというふうに思いますし、行政側にもぜひ収納率向上対策に向けた取り組みといいますか、あるところでは収納率向上のための基本方針なんていう方針も定めましてしている状況なんかありますので、できるだけ100に近づけるような、100というのは無理でしょうけれども、無理でしょうというのは私が言うてはだめなのかな、多分難しいと思うんですが、それに近づけるための工夫というのは、具体的にするものかといふふうには私は思うんですよ。そういうものを具体的に御提言いただいているじゃないのかなという思いがあったものですからお尋ねをしたんですが、ぜひそういうふうなものも御提言をされまして、行政側にもできるだけ収納率を上げて不公平さをなくしていただくというふうなことをしていただきたいというふうに思っているところでありますが、この機会に行政側についてそういうふうなお考え、ぜひいただきたいというふうに私考えているんですが、いかがでしょうか。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに収納率については100%が一番いいということになりますから、また収納率94.6%ということでありませから、ぜひ

我々もいろんな工夫をしながら、また監査委員からのいろんな御意見も伺いながら、また他の自治体の取り組みなども大いに参考にさせていただいて、鋭意100%に近づくようにさらに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 今の内藤委員の質問にも若干絡むんですけれども、決算のことですと、私も監査委員をさせていただいた経緯もありますので聞きづらいんですけれども、ただ、自分も責任があるということでお尋ねをしたいというふうに思います。

先般、指定管理者の一般質問をさせていただく際に、今、内藤委員がおっしゃられた収入未済額、いわゆる市営住宅の滞納の部分若干勉強させていただきたいということで調べたときに感じたんですが、監査意見書の52ページの上段に、2行目ですが、収入未済額のうち主なものについて見ると、市税は前年度に比べ1,445万8,000円で、この1,445万8,000円のその数字の根拠となる部分が9ページの27、26年度の比較した数字だというふうに思いますし、またこの27年度の2億6,830万何がしの詳細ということになってくると、56ページ、57ページの別表2がその数字なのかなというふうになると思うんですが、それでは、基本的に1,445万8,000円が前年度よりも残高が減りましたというようなことでいい傾向にあるということはわかるわけですが、この数字の組み合わせを見ると、その1,445万8,000円が何年度の分として減っていったかという部分に関しては、ちょっとこの意見書からは拾えないのかなというふうに思ったところで、これを計算するんだとすれば、その内容を見たいということであれば、いわゆる私が今申しあげた56、57ページの前年度の監査意見書を見ないとわからないのかなというふうに思

ったんですが、明細に関しては。私の解釈で間違っておりませんか。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 おっしゃるとおりだと思います。ただ、やはり表のつくりとしてちょっと見づらいということ、それからボリュームの問題があるものですから、どの程度まで表示したらいいのか、若干その辺は検討課題だと思いますけれども、よりわかりやすい方法でつくるという考えでおりますので、十分考慮させていただきたいと思います。

○阿部 清委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 考慮させていただくということ、次の言葉、何も出てこないんですけれども、これは私ら決算を審査させていただく上で結構勉強しなくちゃいけない部分だというふうに思いますし、今、ちょっと話変わりますけれども、議会においてもペーパーレスということでタブレット等々の導入なども検討しているという中ということで、こういう事務的なものに関しては、たたき台の数字ははっきりしているわけなんで、前年度の数字をどういうふうに持ってくるかという表記の仕方と、それから多分この数字自体の計算はエクセルかなんかでやっておられると思うんですが、そういうことを踏まえると、そんなに負担がかかるようなものではないというふうに思いますので、別に私も議選の監査委員をいじめるつもりはさらさらないんですけれども、これは審査する側の代表というようなことでの含みもあると思いますし、自分が監査委員をさせていただいたときに、そういうようなことも当然改善すべき点だったかもしれませんが、後になってみると、ちょっとそこら辺はぜひ改善の余地があるのではないかなと。多少事務的な問題も出てくるとは思いますけれども、そういうふうなことでぜひ議選の監査委員には頑張ってください、次年度には何とか数字が出てくるようにちょっと御配慮いただきたいん

ですが、決意のほどを一言ございましたらおっしゃっていただきたい。

○阿部 清委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 代表してお答えを申し上げます。繰り返しになりますけれども、よりわかりやすく表記するという考えでおりますので、いろんな御意見等を踏まえて、全体のボリュームの問題もありますので、その辺も考慮しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○阿部 清委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 ついでに申しあげるならば、別表2ばかりでなくて別表3のほうもぜひ一緒に御検討いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに

対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 私も委員会の所属議員ではありますが、ちょっとだけ、これは法律にかかわる問題ですでお聞きしておきたいと思ったんですが、国保の関係で徴収債権の消滅時効というのが2年というふうに伺っているんですが、それが間違いないとすれば、例えば滞納処分をするにしても、例えば手続であるとか、事務処理であるとか、こういうふうに短い期間でなされるのは非常に難しいなというふうに思っているんですが、これは法律的にはそういうふうに定まっていることに間違いないですか、私の認識で間違いないでしょうか。

○阿部 清委員長 設楽税務課長。

○設楽和由税務課長 消滅時効についての御質問だと思いますけれども、国民健康保険税につきましては、消滅時効は5年です。これは地方税法によるものです。ただ、ほかの町では、国民健康保険税でなくて、国民健康保険料として集めているところがございますので、そちらになりますと、国民健康保険法に基づきまして消滅時効は2年になります。

○阿部 清委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 税の取り扱いと保険料の取り扱いで違ってくるといことになるわけですか、これは地方税法の関係になるんですか、国保税の関係でなくて、国民健康保険法の関係でなくて地方税法のかかわりでというふうになるわけですか、そこをもう少し具体的に教えていただきたいんですが、私は国民健康保険は国民健康

保険法に基づいて徴収などをやられるものだろうなというふうに思っているんですが、その辺はもう少し具体的に教えていただきたいと思えますけれども。

- 阿部 清委員長 設楽税務課長。
- 設楽和由税務課長 税で集めるか、保険料で集めるかというのは市町村の判断でございまして、寒河江市の場合は国民健康保険税で集めておりますので、こちらにつきましては地方税法に基づいて、地方税法18条に基づきまして5年の時効というふうになってございます。

- 阿部 清委員長 内藤委員。
- 内藤 明委員 同じ国民健康保険を取り扱う事務であっても、保険料と保険税でそうした消滅時効というのが違ってくるといふふうに理解してよろしいんですか、各市町村でそれぞれ違ってくると。

- 阿部 清委員長 設楽税務課長。
- 設楽和由税務課長 県内では全ての市町村が税で集めておりますけれども、料で集めるか、税で集めるかによつての違いでございまして。

- 阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第6号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第7号平成27年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第8号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第9号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第10号平成27年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。木村委員。

- 木村寿太郎委員 それでは、病院のことでちょっとお伺いしますが、企業法が変わったのかどうか分かりませんが、病院会計の9ページです。リース資産と減価償却とついてはありますが、これについて普通の税法上、簿記上では考えられないんですけれども、これはどういうふうな形になっているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

- 阿部 清委員長 土屋病院事務長。

- 土屋恒一病院事務長 お答え申し上げます。

固定資産の中のリース資産でございまして、これは地方公営企業法の改正によりまして、平成26年度からリース会計が導入されたということで、今まで賃借料として払っていたものが固定資産の割賦購入するという方法で処理されたところでございます。

それで、ここに計上しましたリース資産につきましては、所有権を移転していないものということで非常用の自家発電設備など、あるいはちょっとリース資産で残っているCTの装置などでございます。地方公営企業法の改正に伴いまして貸借対照表の中にリース資産として計上することになったものでございます。

- 阿部 清委員長 木村委員。

- 木村寿太郎委員 今、所有権が移転しないものとありますけれども、所有権移転していなかったら、償却というのはどんな形になるんですか、それをちょっとお聞きします。

- 阿部 清委員長 土屋病院事務長。

- 土屋恒一病院事務長 リース資産の固定資産の明細表の39ページを見ていただきますと、こちらのほうに明細をつけてございます。リース資産の中には、もう既に所有権が移転して病院のものになったもの、またまだリース中だという

もの、所有権移転外のものということでございまして、1,832万5,000円というのが非常用の自家発電装置ということで、リースで対応しているものでございます。

○阿部 清委員長 木村委員。

○木村寿太郎委員 私も不勉強でわからなかったんですけれども、そんな形になっているのは昨年度はわからなかったわけですが、ただ、実際これ1,858万7,495円というのは大きな、リース料の残高としては大きいんですが、主なもの、大きいものだけは何かお聞きしたいんですけれども。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 先ほど申しあげました非常用自家発電装置、今現在残っているところでは1,740万5,000円、あとCTの装置、あとCRの画像処理システム装置、一般撮影のシステム装置などの部分で118万2,000円が残っております。

○阿部 清委員長 木村委員。

○木村寿太郎委員 大体わかりました。いろいろ私らもいろんな全国病院なんかを視察させてもらっている中でもいろいろな課題が、どこも課題はあるわけですが、今回、事業管理者を置いて公営企業の全部適用ということになりましたわけですので、きのうからの事業管理者の答弁も含めまして大変力強く思っておりますので、ぜひ今後とも病院事業に頑張ってくださいと申し添えます。以上です。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 せっかくですので、今、自家発電のお話が出ました。この自家発電の機械というのはどのくらいの能力がありますか。どのくらいの時間に耐えらるか、非常時に当然使用するものだと思うんですけれども、その辺についてわかる範囲で結構ですのでお知らせをいただきたい。

○阿部 清委員長 土屋病院事務長。

○土屋恒一病院事務長 今リースで対応しておるものにつきましては、旧館系統の自家発電ということでございまして、燃料満タンであれば約2時間程度、補給し続ければ何時間でもということにはなるかと思いますが、満タンにして2時間程度ということになっております。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 そういようなお話だとすれば、まさにプロである事業管理者にお尋ねをしたいんですが、今のような自家発電の装置で非常時の場合、支障は来さないというふうに考えてよろしいですか。

○阿部 清委員長 久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 2時間のうちに給油の、重油でございますが手配が大体はできると。さらに、自家発電で復旧を早急にお願いするという。災害時はまた自家発電、または給油がうまくいかない場合には手動とか、そういうことでつないで自家発電でない方向で持っていくことができますので、職員一丸で対応すれば間違いないと思います。

○阿部 清委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 ぶしつけな質問で大変失礼をいたしましたけれども、かなり事業管理者にはいろんな意味で我々一般市民からすれば、非常に心強い存在なわけで、今のようなことも十分想定をしていただいて、なかなかこれは事務方よりも実際医療経験のある方でないと、どのくらい非常時に必要なのかというのは判断がきかないというふうに思いますので、発電機にかかわらず、そういったことを十分重視していただいて、今後、御検討いただきたいをお願いをしておきたいと思っております。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第51号平成27年度寒河江市水道事業

会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○阿部 清委員長 日程第14、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第2号、認第3号、認第4号、認第9号、議第51号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号

散 会 午前11時45分

○阿部 清委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。